

2023 年 6 月 6 日

中野事務所・清友監査法人合同研修会

職業会計人の使命——原点の追求

前早稲田大学大学院教授

経営学博士・公認会計士

千代田邦夫

1 会社の実態とは？

「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠した財務諸表が会社の実態を示す。

「当該事業年度の益金の額及び損金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」（法人税法 22 条）

したがって、企業会計上の利益と税法の所得金額とは、ともに同じ計算原理の上に立っている。

2 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは

- ・収益認識に関する会計基準
- ・金融商品に関する会計基準
- ・棚卸資産の評価に関する会計基準
- ・固定資産の減損に係る会計基準
- ・リース取引に関する会計基準
- ・退職給付に関する会計基準
- ・税効果に係る会計基準 等

3 企業会計の損益計算と課税所得の計算との関係

ところが、やっかいなことに、企業会計上の利益と所得金額とは同じではない。それは、企業会計の目的と税法の目的が違うからである。企業会計は投資者や債権者等のために会社の適正な財政状態や経営成績を明らかにすることを目的にしているのに対して、税法は、一言でいえば、

税金を徴収することを目的にしているからである。

そこで、両者の目的が違う分だけ差が出てくる。法人税法は、その違いの部分、企業会計と一致しない部分について規定しているのである。両者とも同じ部分については、法人税法は規定せず、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に委ねている。このような法人税法のあり方からして、所得金額は企業会計上の利益を税法の立場から修正して計算したものである。つまり、所得金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って算定された損益計算書の当期純利益を基礎に、これに税法が定める項目を加算・減算して計算される。

①益金不算入、例えば、受取配当金や法人税等の還付金、②益金算入、例えば、無償による資産の譲渡や無償による役務の提供に係る収益、国からの補助金、③損金不算入、例えば、減価償却費の償却限度超過額、寄付金や交際費の損金算入限度超過額、④損金算入、例えば、法人事業税や繰越欠損金。

別表4 「当期利益」に加算・減算することによって「課税所得」が算定される。

このような所得金額算定のプロセスからして、まず何よりも企業会計上の利益算定プロセスを学ぶことが重要である。

■ 国際化—IFRS（International Financial Reporting Standards）の影響

- ① 連結財務諸表制度の導入と連結範囲の拡大化
- ② キャッシュ・フロー計算書による現金預金の増減とその理由の開示
- ③ 有価証券や棚卸資産の時価評価
- ④ 減損会計による固定資産の含み損の掃き出し
- ⑤ 隠れ債務といわれていた退職金や年金の“オンバランス化”
- ⑥ 税効果会計による税の期間配分と「前払税金」（繰延税金資産）及び「未払税金」（繰延税金負債）の明示等。

残された課題は、のれんの償却。日本の企業会計基準は20年以内の期間で均等償却。IFRSは、定期償却を求めず、每期減損テストを実施し、買収した企業の業績が著しく悪化した場合に減損処理を要求。

■ 監査人にとってはIFRSの理解は不可欠。

4 職業会計人の使命——**指導機能**を発揮すること

(1) 適正な財務諸表を作成することの指導

(2) 経営管理の観点からの指導——**「付加価値」の付与**

① 計画（予算）に基づいた経営——「月次計画」と「実績」との比較・分析（3～4年の中期計画 → 年度予算 → 月次予算）

■ 「月次計画」と「実績」との比較、その原因の検討と対策。ケースによっては計画の修正。計画の達成にこだわる姿勢への指導。

「計画」は企業経営の根幹である。

② キャッシュ・フロー経営へのアドバイス

・「利益」と「カネ」のルール

減価償却費、貸倒引当金繰入額：利益にとってはマイナス、
資金の動きにとってはプラス。

売上債権と棚卸資産の増加：利益にとってはプラス、
資金の動きにとってはマイナス

仕入債務の増加：利益にとってはマイナス、
資金の動きにとってはプラス。

■ 「資金が寝ないように」「寝ている資金を起こす」ことの助言

③ 「損益計算書を下から読む」

・売上高営業利益率（営業利益÷売上高）5%の会社の場合。

棚卸評価損やクレーム費用1,000万円は、売上高2億円に相当する。

(3) (1)と(2)を達成するための手段——コミュニケーションの能力

5 関与先との「信頼感」は、経営者が会計事務所とそのスタッフを「信用」すること。そのためには、スタッフが「実力」を付けること。

■ 監査人の独立性とは、「実力」のある公認会計士

6 仕訳の裏に存在する取引実態（経済実態）を把握せよ！

会社の会計処理及び表示は取引実態を反映しているか？
スタッフは、特に若手監査スタッフは仕訳に係る証憑の収集とその突合のみに注力し、取引実態を見ていないのではないか？

7 スタッフ

- ・研鑽に努めよ！ —— 勉強する会計人、学ぶ会計人
自らの専門的能力に自信が付くと、同時に、これだけではだめだということにも気付くのです。間口を広げなければならないことを知るのです。
- ・自らが担当する顧客の属する産業と当該会社の「情報」を収集せよ！
顧客の置かれている環境を理解しているか？
- ・監査にしても税務にしても、業務はチームで行う。
——「チーム力」を強化せよ！
- ・マネージャー（上司）は、現場のリーダーとして自らの力量を一層高めよ！
- ・マネージャー（上司）は、監査調書のレビュー（査閲）を通してスタッフを鍛えよ！ 「論理」で部下を説得せよ！
- ・マネージャーは、他のマネージャーと議論せよ。孤立するな！
- ・税務事務所は、税務調査のデータをベース化せよ。

8 受験勉強中の諸君へ

- ・基本的な会計基準・税務基準を「覚える」こと。
- ・過去5年の本試験問題を本試験と同じ時間内で回答する訓練を行う。

9 自戒

- ・目標を持て！
- ・職場の生活は人生そのものである。明るい職場を全員で構築せよ！
- ・中野事務所、清友監査法人の“カルチャー”を全員で醸成せよ！
 - カルチャー（culture）という言葉は、「文化」と「教養」の意味を有している。したがって、事務所のカルチャーは、事務所の「文化」であり、事務所を構成するスタッフの「教養」を要素としている。
- * 中野事務所——学ぶことの意欲を醸成
- * 永年勤続の公認会計士と税理士の存在、研修会の実施、中野フォーラムの定期的発行、出版物の継続、経営者向けのセミナー開催等。

略 歴

千代田邦夫（ちよだ くにお）

1966（昭和 41）年 3 月	早稲田大学第一商学部卒業
1968（昭和 43）年 3 月	早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了
1968（昭和 43）年 4 月	鹿児島経済大学助手、講師、助教授
1976（昭和 51）年 4 月	立命館大学経営学部助教授
1984（昭和 59）年 4 月	立命館大学経営学部教授
2006（平成 18）年 4 月	立命館大学大学院経営管理研究科教授
2009（平成 21）年 4 月	熊本学園大学大学院会計専門職研究科教授
2012（平成 24）年 4 月	早稲田大学大学院会計研究科教授
2013（平成 25）年 4 月	金融庁公認会計士・監査審査会会長

現在：立命館アジア太平洋大学（APU）客員教授、

立命館大学大学院経営管理研究科客員教授、経営学博士、公認会計士
MS&AD インシュアランスグループホールディングス（株）監査役
寺崎電気産業（株）取締役監査等委員、星和電機（株）取締役監査等
委員、京都府公立大学法人監事

日経・経済図書文化賞（1995 年）、日本会計研究学会太田賞（1995 年）、
日本内部監査協会青木賞（1995 年）、辻 眞会計賞（1990 年）、
日本公認会計士協会学術賞（1984 年）

著書：『経営者はどこに行ってしまったのか―東芝 今に続く混迷』

中央経済社、2022 年

『現場力が UP する課長の会計強化書』中央経済社、2019 年

『財務ディスクロージャーと会計士監査の進化』中央経済社、2018.年

『新版 会計学入門』中央経済社、2018 年

『闘う 公認会計士』中央経済社、2014 年

『監査役に何ができるか？』（第 2 版）、中央経済社、2013 年

『日本の会計』上海财经大学出版社、2006 年

『アメリカ監査論―マルチディメンショナル・アプローチとリスク・
アプローチ』中央経済社、1994 年 4 月 他